

【交付書面】

証券コード 9557

2026年9月14日

(電子提供措置の開始日) 2026年9月4日

株 主 各 位

東京都港区南青山三丁目1番31号

株式会社エアークローゼット

代表取締役社長兼CEO 天 沼 聡

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://corp.air-closet.com/>



(上記の当社ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「エアークローゼット」又は「コード」に当社証券コード「9557」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年9月28日（月曜日）午後7時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2026年9月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 株式会社エアーフローゼット 本社
東京都港区南青山三丁目1番31号
KD南青山ビル5階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第12期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 議 案 | | 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額及び内容の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会参考書類

議 案 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額及び内容の件

当社の取締役の報酬額につきましては、2022年9月30日開催の第8回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることについて、ご承認いただいております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）による中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるとともに、株主との価値共有を進めるため、上記報酬額とは別枠で、対象取締役に対する報酬として、新たにストックオプションを付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対してストックオプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」という。）として支給する報酬の額は、年額30百万円以内といたします。対象取締役に対してストックオプションとして付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることといたします。

また、各対象取締役に対する具体的な支給の時期、配分等は、取締役会において決定することとしたいと存じます。

なお、現在の当社の取締役は6名（うち、社外取締役3名）であります。

本議案における報酬額の上限、付与される新株予約権の数の上限、新株予約権の内容その他の本議案に基づく対象取締役へのストックオプションの付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（本議案の承認を条件とした変更後の方針をいいます。なお、当該方針の内容の概要は、16頁をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮した上で、任意の報酬委員会への諮問を得て決定されており、相当であると考えております。

報酬等の内容（ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

1. 新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、820個とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合に

は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日まで（ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前営業日まで）とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(6) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（5）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(7) その他の新株予約権の募集事項

その他の本新株予約権の内容等については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

事業報告

(2025年7月 1日から)
(2026年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「“ワクワク”が空気のようにあたりまえになる世界へ」をビジョンに掲げ、人々のライフスタイルが豊かになるサービスの提供を行っております。パーソナルスタイリングの要素を強みとした主軸の月額制ファッションレンタルサービス「airCloset」に加え、家具・家電を購入前にレンタルできるメーカー様公認の月額制レンタルモール「airCloset Mall」を展開しております。これらのサービス展開においてはモノの出荷だけではなく、返却対応やメンテナンスといったオペレーションが重要となるため、当社はこれまで循環型の物流プラットフォームの改善、磨きこみを継続してまいりました。

当該物流プラットフォームを活用した都度課金型のサービスで、結婚式やイベントで着用するドレスをレンタルできる「airCloset Dress」を2024年11月にスタートしており、2025年10月からは、ドレスのみならず、ブラックフォーマルやアウターなどに対象商品を広げ、「airCloset Spot Rental」として認知拡大に努めています。

さらに、循環型物流プラットフォームを、自社利用だけでなく、他の企業様にご活用頂く事業も推進しており、レンタルサービスにおいて3件受託をしております。今後も継続して企業様向けの取り組みについても推進してまいります。

また、サービス利用対象者の拡大を図るべく、2026年3月より、「airCloset」において当社スタイリストがお洋服を選ぶ従来のパーソナルスタイリングのサービスに加え、お客様が自分で選択する「セルフセレクト」をリリース、2026年5月28日からは男性向けファッションレンタルサービス「airCloset Men's」を開始いたしました。

上記に加えて、当社はサステナビリティの観点から転換が求められるファッション業界において、サーキュラーエコミーを実現する企業としても事業推進を行っております。2022年には自社サービス内における衣服の廃棄ゼロを実現しています。また、アパレル販売員向け衣服シェアリングの取り組みの本格始動や、レンタル提供を終了した洋服を販売するサステナブルな販売会「エコセール」を企業連携企画に拡大するなどの動きを行っております。

当事業年度においては世界における情勢不安、資源価格の高騰や為替変動による物価の上昇など、景気の先行きについては不透明な状況が続いています。

このような状況の中、主力であるairClosetサービスにおいては、既存顧客のロイヤルティの高さは変わらず6ヶ月超継続してくださっているロイヤル会員数および継続率は順調に推移

していますが、セルフセレクトのリリリースに伴い見込んでいた、過去退会会員からの再登録が想定を下回ったことに加え、認知度向上や会員獲得構造の変革に時間を要していること、これに伴って春における広告宣伝を抑制したことから、事業年度末の会員数は前年同時点比で減少しております。

アライアンス強化やリアルイベントの開催、オウンドメディアの強化といった認知度向上施策、広告運用の内製化および改善などの会員数増加に向けた施策は着実に進捗しており、2027年6月期においても加速を図り会員数の増加につなげてまいります。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高5,175,679千円（前年度比4.4%増）、調整後EBITDA（営業利益＋レンタル用資産償却費＋減価償却費＋レンタル用資産売却等に伴う原価振替額）908,491千円（前年度比11.7%減）、営業損失234,470千円（前年度は102,423千円の営業利益）、経常損失252,320千円（前年度は88,599千円の経常利益）、当期純損失246,717千円（前年度は23,541千円の当期純利益）となりました。

なお、当社の事業セグメントはパーソナルスタイリング事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した重要な設備投資については、物流倉庫『GLP ALFALINK流山』に関する工事費用113百万円となりました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2023年6月期)	第 10 期 (2024年6月期)	第 11 期 (2025年6月期)	第 12 期 (当事業年度) (2026年6月期)
売 上 高 (千円)	3,740,043	4,216,157	4,957,589	5,175,679
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△229,282	△52,663	88,599	△252,320
当期純利益又は当期 純 損 失 (△) (千円)	△354,191	△53,195	23,541	△246,717
1株当たり当期純利益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△43.69	△6.48	2.86	△29.78
総 資 産 (千円)	2,504,221	2,710,487	2,752,996	2,626,881
純 資 産 (千円)	557,915	510,159	554,438	305,649
1株当たり純資産 (円)	68.06	61.60	65.33	35.63

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「時間価値」の向上をビジョンとしています。全てのステークホルダーが関与する時間を有意義にし、その価値を最大化することを目指しています。そのため、お客様の顧客体験（UX）を中心に考えたサービスの提供を重視してまいりました。

市場での存在感を高めるため、創業当初から当社独自のプラットフォーム構築を構想・実現してきました。また、ファッション業界において課題の多いIT活用（データ活用・人工知能（AI）の活用等）を徹底して行い、UXの向上と効率化、新たな価値の創造を目指します。

具体的なプラットフォーム強化に向けて、これまで取り組んできたairCloset事業・airCloset Mall事業のさらなる強化に重点を置いています。これにより、既存の事業基盤を一層強固にし、競争力を高めます。また、2026年6月期には、男性向け月額制ファッションレンタルサービス「airCloset Men's」を開始しました。さらに、ドレス等を都度課金でレンタルできる「airCloset Spot Rental」も本格稼働しています。その他セグメントを含め、新たな領域での事業展開を進めています。

上記を踏まえ、今後の戦略の重要点を、①プラットフォーム戦略による拡大（ファッション以外の領域も含む）②お客様の会員システム（サブスクリプション等）による経済圏の確立③先端的なIT活用（データ、AI活用含む）と整理しております。

また、当社は「会員制サブスクリプション（ストック型）」「都度レンタル・物品販売（スポット型）」「法人向けサービス」を成長の3本の柱と位置づけております。これらへの積極的な投資と相互送客により、会員基盤の拡大と収益機会の最大化を図ります。これにより、業績及び企業価値の向上と更なる成長を目指してまいります。

これらをより堅固なものにするための課題を以下のように捉えております。

今後の成長に向けては、既存のレディース領域の事業を中心にセグメント展開及びプラットフォーム展開により成長する方針を基本方針とし、具体的には以下の課題に対処する必要があると考えております。

① 当社サービスの認知度の向上

当社は主にオンライン広告などのWEBマーケティングの手法を通じ、「airCloset」サービスの認知度を徐々に高めてまいりました。経営戦略に沿って今後の事業拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、引き続き当社サービスの要諦であるパーソナルスタイリングの魅力、自宅に洋服が届く便利さをより一層、認知させていくことが重要であると認識しております。また同時に、費用対効果を慎重に検討した上で適切な媒体を選択し、足元のトップライン成長率だけでなく、中長期的な成長に向けた利益を生む仕組みの強化を図れるよう、広告宣伝やプロモーション活動の質を改善してまいります。

② システム及び物流機能の強化

当社の主要事業はインターネット上にてサービス提供を行っていることから、安定した事業運営を行うにあたっては、アクセス数の増加等を考慮したサーバー管理や負荷分散が重要となります。また、ユーザーの増加に合わせた物流機能の強化が重要であると認識しております。さらに、当社のビジネスモデルにおける物流機能には保管・出庫のみならず、返却物の管理やメンテナンスも含まれるため、その運用精度とコスト管理を追究することも経営上の重要な要素となります。今後におきましても、引き続きシステムの安定性確保及び効率化、物流機能の強化に取り組んでまいります。

③ プラットフォームサービスの強化

当社は、顧客の好みと当社の取り扱う洋服に関するデータを統合し、スタイリストがネットワーク上で効率的に商品の推薦ができるスタイリング提供システムに係る特許を取得し、自社利用のみならず、モノのレンタルに関して、他企業にも展開できる基盤を有しています。また、当社はレンタル商品の返却後のメンテナンス処理などを効率的に行う「還流物流」を実現

することができる倉庫管理システムについても特許を取得しており、上述のスタイリング提供システムと合わせ、プラットフォームサービスとしての展開可能性を強みとしています。当社の中期的な戦略上の重要項目である同プラットフォームの利用拡大に際して、他社様との具体的な協業事案を増やししながら、今後も一層、拡大整備を行ってまいります。

④ 「airCloset Mall」等の新規事業に関する商品展開の強化

当社が経営方針に謳う「“ワクワク”が空気のようにあたりまえになる世界へ」のビジョンの実現に向けてさらなる事業拡大を実現するためには、パーソナルスタイリングの要素や自宅に洋服が届く便利さを基軸に、これまでの主要商品であるアパレル以外の生活商材も含めたユーザーのトータル・ライフスタイル・サポートのニーズを満たしていくことが重要であると認識しております。当社はすでに「airCloset Mall」事業としてこれらの生活商材の取扱いを広げておりますが、これまでに構築してきた各パートナー企業様との関係を一層深化させ、魅力的な品ぞろえを実現することができるよう努めてまいります。また、2026年6月期には男性向けの「airCloset Men's」を開始いたしました。従来の女性向けサービスに男性向けを加えることで、対象市場を拡大します。多様化するライフスタイルから生まれる新たな需要に対応し、成長を加速させてまいります。

⑤ 優秀な人材の確保と組織力の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の拡充にあたり、優秀な人材の確保及びその定着を図ることは引き続き重要であると考えております。そのため、当社は継続的に採用活動を行うとともに、適正な人事評価を行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、従業員のモチベーションを企業成長における重要指標と捉え、2016年より従業員アンケートによる測定を継続しており、その結果を高く維持しているほか、週次の全社会議や年2回の全社合宿等、従業員のコミュニケーション促進施策に力を入れてまいりました。今後も引き続き、人材の教育・育成を進めていく方針です。

⑥ 内部統制による業務の標準化と効率化

今後の事業拡大にあたり、業務の標準化と効率化の徹底が、継続的な成長を左右するものと考えております。このため内部統制体制の強化を通じ、コンプライアンスの徹底だけでなく、業務効率の改善を進めてまいります。

⑦ 財務上の課題について

当社では、新規会員獲得に関する広告宣伝費や今後の成長に向けたレンタル用資産の購入といった先行投資により、2024年6月期まで連続した当期純損失を計上してはいたしましたが、先行投資に関しては今後の資金繰りに支障が無いように取引金融機関と連携し、当該先行投資の

結果として売上も伸長しており、収益力も高まっております。その結果、2025年6月期においては当期純利益を計上しております。当事業年度（2026年6月期）は、新規会員の獲得が想定を下回ったこと等により会員数が減少し、営業損失234百万円、当期純損失246百万円を計上いたしました。

もっとも、既存会員の継続率は高水準で安定しており、当社サービスの根本的な価値に変化はないものと認識しております。当社は、引き続き「airCloset Men's」やセルフセレクトにより、サービスの利用対象を拡大してまいります。あわせて、SNS広告に偏重した会員獲得チャネルの見直しや広告運用の内製化など、マーケティングの構造改革を実行いたします。これらによりコスト効率を高め、翌事業年度における営業損益の黒字回帰を目指してまいります。なお、今後も新規事業の開発等に係る先行投資は継続する方針です。営業活動によるキャッシュ・フローの水準を注視するとともに、取引金融機関との協議を継続することで、引き続き十分な運転資金を確保できるものと判断しております。

(5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社は、ファッションレンタルサービス「airCloset」の運営を主な事業として行っております。

(6) 主要な営業所（2026年6月30日現在）

本	社	東京都港区南青山三丁目1番31号
---	---	------------------

(7) 使用人の状況（2026年6月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
81（23）名	2名増（増減なし）	32.5歳	3.73年

（注）1．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、非正規社員は（）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．当社の事業セグメントはパーソナルスタイリング事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況（2026年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	600,000千円
株式会社商工組合中央金庫	500,000
株式会社みずほ銀行	250,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2026年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 28,864,000株

(2) 発行済株式の総数 8,284,200株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は8,000株増加しております。

(3) 株主数 3,383名
(うち、単元株主数 3,115名)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
天 沼 聰	1,388,800 株	16.76%
寺 田 倉 庫 株 式 会 社	848,000	10.23
MONO FUL P T E . L T D .	825,200	9.96
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	800,000	9.65
住 友 商 事 株 式 会 社	400,000	4.82
前 川 祐 介	311,200	3.75
株 式 会 社 S B I 証 券	220,900	2.66
小 谷 翔 一	159,900	1.93
中 園 化 学 株 式 会 社	158,400	1.91
株 式 会 社 エ イ ブ ル & パ ー ト ナ ー ズ	128,000	1.54

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長兼 CEO	天 沼 聰	
取締役副社長	前 川 祐 介	ロジスティクスディビジョンディレクター
取締役	小 谷 翔 一	airCloset ディヴィジョンディレクター 株式会社BAKERU取締役
取締役	武 市 智 行	株式会社武市コミュニケーションズ代表取締役社長 株式会社Aiming社外取締役 株式会社GameWith社外取締役 株式会社リトプラ社外取締役 株式会社アルファコード代表取締役 株式会社PEGASUS HOLDINGS社外取締役
取締役	月 森 正 憲	寺田倉庫株式会社執行役員 株式会社サマリー社外取締役
取締役	榊 原 健 太 郎	株式会社サムライインキュベート代表取締役 ワンダートランスポートテクノロジーズ株式会社社外取 締役 株式会社FMG社外取締役 一般財団法人SAMURAI財団代表理事
常 勤 監 査 役	内 田 行 彦	
監 査 役	阿 部 達 行	
監 査 役	樋 口 俊 輔	株式会社樋口会計事務所取締役

- (注) 1. 取締役武市智行氏、取締役月森正憲氏及び取締役榊原健太郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役内田行彦氏、監査役阿部達行氏及び監査役樋口俊輔氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役内田行彦氏及び監査役樋口俊輔氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役内田行彦氏は、長年にわたり上場企業の管理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役樋口俊輔氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役武市智行氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害や法令違反することを認識して行った行為に起因する損害は填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。その概要は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会決議により決定するものとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会による協議の結果も踏まえていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する取締役会は2025年9月26日に開催され、各取締役の報酬額について決議されております。

なお、当社は、2026年8月14日開催の取締役会において、2026年9月29日開催予定の第12回定時株主総会の議案「取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額及び内容の件」が承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を改定することを決議いたします。改定後の方針の内容は次のとおりであります。

取締役の報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、業務執行取締役への報酬は、固定報酬としての基本報酬を中心としつつ、非金銭報酬としてのストックオプションにより構成することとし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うか又は無償とすることとしております。基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。非金銭報酬等は、中長期的な業績向上及び企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるとともに株主との価値共有を進めるため、税制適格ストックオプションとしての新株予約権を付与するものとし、その具体的な付与時期、付与数その他の内容及び報酬等の種類別の割合については、独立社外取締役を構成員に含む任意の機関である報酬委員会（以下「報酬委員会」といいます。）への諮問を経た上で決定するものとしております。

また、取締役の個人別の報酬等の額及び内容は、決定プロセスの公正性及び客観性を確保する観点から、報酬委員会への諮問を経た上で取締役会決議により決定するものとし、このうち基本報酬の具体的な額の決定については、当社全体の業績及び各取締役の担当職務の遂行状況

を俯瞰的に評価するには代表取締役社長兼CEOが最も適していると判断したことから、取締役会決議により代表取締役社長兼CEOに委任するものとしております。委任された権限が適切に行使されるようにするため、代表取締役社長兼CEOは、その決定に際し、あらかじめ報酬委員会に諮問してその答申を尊重するものとし、決定する内容については事前に報酬委員会の確認を受けるものとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	68,286千円 (8,385)	68,286千円 (8,385)	—	—	6名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	14,706 (14,706)	14,706 (14,706)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	82,992 (23,091)	82,992 (23,091)	—	—	9 (6)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2022年9月30日開催の第8回定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）であります。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2016年9月30日開催の第2回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。
3. 取締役会は、代表取締役社長兼CEO天沼聡に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に任意の報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役武市智行氏は、株式会社武市コミュニケーションズの代表取締役社長、株式会社Aimingの社外取締役、株式会社GameWithの社外取締役、株式会社リトプラの社外取締役、株式会社アルファコードの代表取締役及び株式会社PEGASUS HOLDINGSの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役月森正憲氏は、寺田倉庫株式会社の執行役員及び株式会社サマリーの社外取締役であります。寺田倉庫株式会社は当社の主要株主であります。当社と株式会社サマリーとの間には特別の関係はありません。

- ・取締役榊原健太郎氏は、株式会社サムライインキュベートの代表取締役、ワンダートランスポートテクノロジーズ株式会社の社外取締役、株式会社FMGの社外取締役及び一般財団法人SAMURAI財団の代表理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役樋口俊輔氏は、株式会社樋口会計事務所の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 武 市 智 行	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 豊富な企業経営経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、任意の報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 月 森 正 憲	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 主に倉庫業及び物流業全般における専門的な見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 榊 原 健 太 郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち9回に出席いたしました。（病気療養のため、2025年9月から12月まで欠席） 長年のベンチャーキャピタリストとしての経験、事業創造における幅広い知見、経験等から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 内 田 行 彦	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 経営管理実務に広い知見及び経験を有しており、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、常勤監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では議長となり、社外監査役として適宜発言を行っております。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 阿部達行	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 企業経営に関する広い知見及び経験を有しており、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では、社外監査役として適宜発言を行っております。
監査役 樋口俊輔	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての会計に関する専門的知見に基づき、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では、社外監査役として適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 Mooreみらい監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

＜業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要＞

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、意思決定及び業務執行に係る諸規程を定め、職務権限と責任の所在及び指揮命令系統を明確にし、相互牽制が機能する体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現する。

また、監査役を設置し、取締役の職務執行について、法令、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき監査を行う。

さらに、内部監査担当者は、監査計画と実施内容について定めた内部監査規程に基づいて定期的に各部門への内部監査を実施し、その内容を代表取締役社長兼CEOに対しては随時、取締役会及び監査役会に対しては四半期毎に報告する。

代表取締役社長兼CEOは監査報告の内容について特に重要と認めた事項を取締役会において協議し、改善策の実施や再発の防止に努める。

法令等の遵守体制強化の一環として、内部通報制度を導入し、取締役及び使用人が、経営管理室長、監査役及び顧問弁護士にコンプライアンス上の情報を直接連絡できる仕組みを整備するとともに、当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いの禁止等、通報者の保護を徹底することを定める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、定款・取締役会規程及び稟議・決裁規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録及び取締役を最終承認者とする稟議書類について適切に管理、保存する。

また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

代表取締役社長兼CEOは、情報セキュリティの責任者（情報管理責任者）を任命し、情報セキュリティ管理規程に従い、適正な運用を徹底させる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の管掌取締役及び部門長が参加するリスク・コンプライアンス委員会においてリスク抽出を行い、毎月の定例取締役会の事業報告にあわせて必要に応じて適宜状況を報告し、リスクを未然に防止するとともに発生したリスクを迅速に把握・対処するための管理体制を整備する。

経営管理室は各リスクを全社横断的に統括管理し、新たに生じたリスクについては速やかに責任部門を定め、リスク管理体制を明確化する。

現実に重大な損害の発生が予想される場合には、各部門の管掌取締役及び部門長は直ちに経営管理室に報告し、経営管理室はその緊急性に応じて適切な対応をとる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

規程等により、全役職員の権限・義務を明確化し、権限委譲を行うことで、取締役の職務が効率的に執行できる体制を整備する。

当社は、取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督などを行う。

取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を招聘する。

また、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期事業計画及び各年度予算を立案し、各部門の管掌取締役及び部門長は、その目標達成のための具体的施策を立案・実行するものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社における当社事前承認事項に係る規程類の整備

当社及び子会社の健全かつ円滑な運営のため、当社「関係会社管理規程」、その他の規程類により、当社の事前承認を要する事項及びその他の事項に関する意思決定手続等を明確にする。また、子会社にもそれらを踏まえた規程類を整備させ、当該整備状況を、内部監査部門による監査の対象とする。

②所管部門による子会社管理

子会社については、関係会社管理規程に基づき、所管部門を定める。所管部門は、当該子会社の管理を適切に行うために、当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行う。

③リスク情報の報告

子会社は、当社または子会社に重大な影響を及ぼす事由が発生した場合、リスク管理規程に基づき、速やかに当社に報告する。

④内部監査部門による子会社に対する監査及び当社監査役への報告

当社の内部監査部門が定期的に監査を実施し、法令遵守、リスク管理及びその他の業務処理が適正に行われていることを確認する。当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその取締役からの独立性に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。なお、同使用人の人事異動、評価等については監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反や当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。
また、監査役は取締役会及び重要な会議に出席し、業務上の重要案件や業績について意見・情報の交換を行う。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は会計監査人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、連携して当社の監査の実効性を確保する。

(12) 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

定例取締役会を原則月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当期につきましては取締役会を14回開催し、当社の経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。

(2) 監査役の職務執行

監査役会につきましては、定例監査役会を月1回、臨時監査役会を必要に応じて開催しており、当期につきましては監査役会を14回開催しました。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会、経営会議、全社会議及びリスク・コンプライアンス委員会への出席、代表取締役・取締役・執行役員・内部監査担当者等からの意見聴取、各種資料閲覧、部門往査等を行うことにより、業務執行状況を監査しております。

(3) リスク管理及びコンプライアンス遵守

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、インシデントの発生状況把握や管理体制の整備等について体制整備を行っております。また、コンプライアンス規程に基づき内部通報窓口を設け、定期的な研修等を通じて従業員に対して啓蒙活動を行っております。

(4) 内部監査の実施

内部監査担当者による内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に報告され、後日改善状況の確認を行っております。内部監査担当者は、監査役と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について情報共有することで連携を図っております。

貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,097,060	流 動 負 債	1,715,703
現 金 及 び 預 金	665,320	買 掛 金	129,163
売 掛 金	284,742	短 期 借 入 金	683,997
商 品	38,750	1年内返済予定の長期借入金	360,000
貯 蔵 品	17,227	未 払 金	228,264
前 払 費 用	73,700	未 払 費 用	41,203
関係会社短期貸付金	10,000	未 払 法 人 税 等	530
そ の 他	17,344	前 受 金	231,222
貸 倒 引 当 金	△10,025	預 り 金	12,821
固 定 資 産	1,529,820	契 約 負 債	10,520
有 形 固 定 資 産	1,316,579	そ の 他	17,981
レ ン タ ル 用 資 産	960,189	固 定 負 債	605,528
建 物	276,005	長 期 借 入 金	540,000
機 械 装 置	71,007	資 産 除 去 債 務	65,528
工具、器具及び備品	9,377		
投資その他の資産	213,240	負 債 合 計	2,321,232
関 係 会 社 株 式	58,533	(純 資 産 の 部)	
敷 金	188,137	株 主 資 本	295,233
そ の 他	31,000	資 本 金	56,908
貸 倒 引 当 金	△64,430	資 本 剰 余 金	868,889
資 産 合 計	2,626,881	資 本 準 備 金	868,889
		利 益 剰 余 金	△630,563
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△630,563
		繰 越 利 益 剰 余 金	△630,563
		新 株 予 約 権	10,416
		純 資 産 合 計	305,649
		負 債 純 資 産 合 計	2,626,881

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年7月 1 日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,175,679
売 上 原 価	2,840,494
売 上 総 利 益	2,335,185
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,569,655
営 業 損 失	△234,470
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,516
そ の 他	206
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	18,533
そ の 他	1,040
経 常 損 失	△252,320
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	6,365
税 引 前 当 期 純 損 失	△245,955
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	762
当 期 純 損 失	△246,717

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
				繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	56,280	868,261	868,261	△383,845	△383,845	540,695
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	628	628	628		－	1,256
当 期 純 損 失				△246,717	△246,717	△246,717
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	628	628	628	△246,717	△246,717	△245,461
当 期 末 残 高	56,908	868,889	868,889	△630,563	△630,563	295,233

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	13,743	554,438
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		1,256
当 期 純 損 失		△246,717
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,327	△3,327
当 期 変 動 額 合 計	△3,327	△248,788
当 期 末 残 高	10,416	305,649

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・ レンタル用資産 定額法によっております。
- ・ その他の有形固定資産 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

レンタル用資産	2年～3年
建物	5年～9年
機械装置	5年～13年
工具、器具及び備品	4年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース資産総額に重要性が乏しいため、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法として定額法を採用しております。減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ・ 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、パーソナルスタイリング事業のみの単一セグメントで事業活動を行っております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① レンタル利用料等に係る収益

レンタル利用料等に係る収益においては、顧客との間で利用契約を締結しており、主な履行義務は、顧客の好みに合わせた洋服をスタイリストが選定し自宅に向けて配送するサービス及び当該環境等の提供であります。当該履行義務が一定の期間において充足される場合には、履行義務が提供される期間にわたって収益を認識しており、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供時点において収益を認識しております。

② 販売売上（買取料）に係る収益

販売売上（買取料）に係る収益においては、レンタル中の洋服で気に入ったものについては購入することも可能なサービスを提供しております。顧客により、手元にあるレンタルされている商品の買取りの意思表示が行われた時点で履行義務を充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、売上時にポイントを付与するサービスの提供について、付与したポイントを履行義務として識別し、ポイントが使用された時点で収益を純額で認識しており、期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。

なお、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

レンタル用資産	960,189千円
その他	356,390千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社における固定資産の減損会計の適用にあたっては、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し、資産のグルーピングを行っております。

資産グループのうち、減損の兆候があると認められる場合には、当該資産グループから生じると見込まれる将来キャッシュ・フローに基づき減損損失の認識の可否を判定しております。

当事業年度においては、airCloset事業については減損の兆候が認められませんが、新規事業を含むその他事業に関連する資産グループにおいて減損の兆候が認められるため、減損損失の認識可否について検討を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、予算及び事業計画に基づいて算定しており、過去実績などを考慮して策定した将来の会員数を主要な仮定としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積り及び仮定には不確実性が伴うため、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度において減損損失を計上する可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、倉庫等の不動産賃貸契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、倉庫等の原状回復費用に関して見積りの変更を行っております。また、原状回復費用の見積り額が、賃貸借契約に関連する敷金の額を上回ることから、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行っていた従来の簡便的な取り扱いによる処理から資産除去債務を負債計上する原則的な取り扱いに変更しております。これにより、資産除去債務は当事業年度期首より44,580千円増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,130,990千円

(2) 圧縮記帳

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

圧縮記帳額 8,644千円

(うち、機械装置) 8,644千円

(3) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 650,000千円

借入実行残高 650,000千円

差引額 一千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 10,000千円

短期金銭債務 11,303千円

(5) リース債務

流動負債の「未払金」に含まれているリース債務の金額は34,713千円であります。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費 137,174千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 8,284,200株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
期末に保有する自己株式はございません。
- (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 184,000株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
資金計画に照らし必要な資金を第三者割当増資又は銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、一部の取引については前受金を受理し信用リスクの軽減を図っております。敷金は当社が入居している事務所の不動産賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。
営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金はそのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長4年後であります。
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - (i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は決済代行会社に業務を委託するとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。
 - (ii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
 - ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(千円)	時 価 (千 円)	差 額
敷 金	188,137		
貸 倒 引 当 金 (※ 3)	△64,430		
差 引	123,707	119,668	△4,038
資 産 計	123,707	119,668	△4,038
長 期 借 入 金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	900,000	896,215	△3,784
負 債 計	900,000	896,215	△3,784

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「預り金」は、現金及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	58,533

(※3) 敷金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	665,320	—	—	—
売掛金	284,742	—	—	—
敷金	65,886	122,251	—	—
合計	1,015,949	122,251	—	—

(注) 2. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	683,997	—	—	—	—	—
長期借入金	360,000	—	200,000	—	340,000	—
合計	1,043,997	—	200,000	—	340,000	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷 金	－千円	119,668千円	－千円	119,668千円
資 産 計	－	119,668	－	119,668
長 期 借 入 金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	－	896,215	－	896,215
負 債 計	－	896,215	－	896,215

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価は、敷金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、契約期間と同一の期間の国債利回りで割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金に関する金額であります。なお、繰延税金資産の総額から繰延税金負債を相殺した結果、繰延税金資産の純額は計上しておりません。

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	244,706千円
1年超	299,096千円
合計	543,803千円

10. 持分法損益等に関する注記

当社が有している非連結子会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しいため、記載を省略しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	パーソナルスタイリング事業
レンタル利用料等	4,432,162
販売売上（買取料）	743,517
顧客との契約から生じる収益	5,175,679
その他の収益	—
外部顧客への売上高	5,175,679

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	365,246	284,742
契約負債	253,790	241,742

契約負債は、顧客からの前受金及び顧客に付与したポイントの未行使分であります。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 35円63銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 29円78銭 |

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月14日

株式会社エアーフローゼット
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士 浅 井	清 澄
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士 丸 山	清 志
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エアーフローゼットの2025年7月1日から2026年6月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月14日

株式会社エアークローゼット	監査役会
常勤監査役（社外監査役） 内 田	行 彦 ㊞
社 外 監 査 役 阿 部	達 行 ㊞
社 外 監 査 役 樋 口	俊 輔 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：株式会社エアーフローゼット 本社
東京都港区南青山三丁目1番31号
KD南青山ビル5階
※青山通りに面した1階にヴィクトリアゴルフのある建物です
TEL 03-6452-8654



交通：東京メトロ銀座線 外苑前駅 1 a 出口より徒歩約 5 分

東京メトロ銀座線
東京メトロ半蔵門線 表参道駅 A 4 出口より徒歩約 6 分
東京メトロ千代田線